

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
令和5年12月19日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2300029号  
厚生局事案番号 : 四国(厚)第2300003号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成4年8月31日から同月1日に訂正するとともに、B社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成4年9月1日から同年8月1日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

平成4年8月1日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間とすることが必要である。

事業主は、請求者に係る平成4年8月1日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年8月1日から同年9月1日まで

Cで勤務していた期間のうち、厚生年金保険被保険者記録がない期間がある。請求期間当時はCのD店で勤務していたが、請求期間は、同店を運営する会社が、A社からA社の元事業主が設立したB社に変わった時期であり、誤った手続が行われたのではないかと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者のB社に係る雇用保険の被保険者記録、並びにB社の請求期間当時の事業主及び同僚の回答内容から判断すると、請求者は平成4年7月31日まではA社で勤務し、同年8月1日からはB社で勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、B社は、平成4年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間において適用事業所ではないが、B社の商業登記簿謄本によると、B社は同年2月26日に設立されている上、B社に係る厚生年金保険の被保険者資格を同年9月1日に取得している請求者を含む6名が、同年8月1日にB社に係る雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できること等を踏まえると、B社は、請求期間において厚生年金保険法で定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

以上のことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成4年8月31日から同月1日に訂正するとともに、B社における同被保険者資格の取得年月日を平成4年9月1日から同年8月1日に訂正し、請求者の同年8月の標準報酬月額については、B社における同年9月の厚生年金保険の被保険者記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社の請求期間当時の事業主は、「請求期間当時の資料はなく、請求者の請求期間に係る届出及び厚生年金保険料納付については不明である。」旨陳述しているが、平成4年8月1日から同年9月1日までの期間において、B社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。